



平成28年5月1日発行

平成28年熊本地震により、被災された皆さまにおかれましては、衷心よりお見舞い申し上げます。

4月14日の地震発生以降、市では災害対策本部を設置し、被害状況の確認や被災者救援などの対策に取り組んでまいりました。

このたび、広報うき新聞折込版を発行し、地震関連のさまざまなお知らせを新聞朝刊と共にお届けいたします。その他、市役所や各支所、各避難所などにも備え付けています。周囲の皆さんにも周知していただきますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

宇城市長 守田憲史

### 平成28年熊本地震関連

## 被災者生活再建支援制度の概要

### 1. 制度の趣旨

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

### 2. 支給対象世帯（罹災証明の内容に基づきます）

- (1) 居住する住宅が「全壊」した世帯・・・全壊世帯
- (2) 居住する住宅が「大規模半壊」「半壊」で、倒壊防止などのやむを得ない事由により、住宅の全部を解体した世帯・・・解体世帯
- (3) 居住する住宅が「大規模半壊」した世帯・・・大規模半壊世帯

### 3. 支援金の支給額（申請受付は、罹災証明書発行後になります）

区分	基礎支援金	加算支援金	合計
	住宅の被害程度	住宅の再建方法	
全壊世帯 2の(1)	100万円	建設・購入 200万円	300万円
		補修 100万円	200万円
解体世帯 2の(2)		賃借 50万円 (公営住宅以外)	150万円
		大規模半壊世帯 2の(3)	建設・購入 200万円
補修 100万円	150万円		
賃借 50万円 (公営住宅以外)	100万円		

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の4分の3の金額

※加算支援金では、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、加算支援金合計で200（または100）万円

### 住宅の応急修理を 検討されている 全壊・大規模半壊・半壊の世帯へ

■応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ制度を含む）に入居される場合、災害救助法による応急修理（被災した住家のみ）制度は、ご利用できません。

■応急修理制度には条件があり、罹災証明書発行前に修理をされる場合は、事前にお問い合わせください。

※場合によっては、国の助成対象にならない可能性があります。

お問い合わせ  
市役所 ☎32-1111  
被災者生活再建支援制度  
社会福祉課（内線1134、1135）  
住宅の応急修理制度  
都市整備課（内線1264、1265）

## 罹災証明書 発行について 罹災届出証明書

お問い合わせ  
総務課 ☎32-1111  
(内線1216～1224)

### 罹災証明書

#### 罹災証明とは？

住居が地震、風災、水害などにより被害を受けた人が、住居が被災したことや被害の程度を市が証明する書類のことです。

#### 「罹災証明書」の発行

罹災証明書を発行するために、市が被害状況を調査します。被害程度は「全壊」「大規模半壊」「半壊」「半壊に至らない」に分類されます。

区分	状態	損害割合
全壊	住家全部が倒壊したものまたは、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再利用することが困難なもの	50%以上
大規模半壊	住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難なもの	40%以上～50%未満
半壊	損壊は甚だしいが、補修すれば再利用できる程度のもの	20%以上～40%未満
半壊に至らない		20%未満

#### 罹災証明書の申請に必要なもの

- ①印鑑（認め印で可）
- ②本人確認資料（運転免許証など）
- ③被災写真（できる限り現像してください）
- ④委任状（本人および家族以外が申請する場合）

#### 罹災証明書発行されるまでの期間

市が被害程度の調査を行います。確認した事実に基づき証明書を発行しますので、約2～3カ月かかることもあります。

### 罹災届出証明書

「罹災したことの申請」を証明する申請です。即日発行します。

自然災害による物件などの被害について写真などで確認し、被災者から罹災の届出があった旨を証明するものです。このため、市の職員による被害状況の調査は行わず、罹災の程度についても判定しません。

被害程度の判定を必要としない住宅の被害、動産（自動車・家財など）の被害、工作物（物置・塀など）の被害などについては、この証明書で対応します。罹災届出証明書は保険請求や公的申請に必要な書類の代わりになる場合があります。

### 申請は こちら まで

期限 5月13日（金）まで  
時間 午前9時～午後4時  
場所 市役所新館第4・5会議室、三角支所、不知火支所  
小川町河江地区コミュニティセンター、豊野支所  
※5月14日（土）以降は、市役所および各支所で受け付けを行います。

## 罹災証明書発行事務 Q&A

お問い合わせ  
総務課 ☎32-1111  
(内線 1216 ~ 1224)

(申請者)

Q. 申請者は住家の所有者でないといけないのか。

A. 基本的には所有者(同一世帯者)…世帯員以外の方が申請に来る場合は、任意様式の委任状が必要です。本人確認書類、または住民基本台帳で確認します。

Q. 印鑑は必ず必要か？

A. 被災し行方不明になっている場合もあるため必須とはしませんが、氏名のみは必ず直筆とされています。

Q. 本人確認書類を震災で紛失したら…

A. 住基データで氏名、住所、生年月日を確認できれば可能です。

Q. 罹災証明書を複数枚欲しい

A. 1世帯につき1枚のみの発行となっています。再発行はできません。

(罹災の状況)

Q. 写真をデータ(スマートフォン、SDカードなど)で持ってきたのだけど

A. パソコンやカードリーダーを使い、プリンタで出力します。

Q. 証明書はいつ発行できるか(調査有りの場合)

A. 現地調査が必要になるため、受け付けから数カ月かかる場合があります。調査は、倒壊の危険があるものなど緊急を要するものから優先的に行います。

Q. 何を基準に調査するのか

A. 内閣府が示す基準に基づき調査を実施します。柱・屋根・壁などの被害状況を数値化し総合的に判断します。

Q. 家の中まで見てほしい

A. 罹災証明の一次調査については外観からの調査のみとし、所有者と連絡を取っての自宅内調査は行いません。全ての家屋を内部調査のために所有者と連絡調整しながら調査すると、かなりの時間を有するためです。

Q. もし判定に納得いかない場合は…

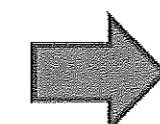
A. 一次調査による結果通知後、不服を申し立てられた場合、後日建物内立ち入りの再調査を行います。

## 震災ごみの処理方法について

お問い合わせ  
衛生環境課 ☎32-1598  
(直通)

### 宇城クリーンセンター

- ・ビン・皿などの割れ物
- ・プラスチック・金属類で被災したもの
- ・壊れたタンスなどの粗大ごみ



減免・搬入の期限  
5月15日(日)まで  
(土日祝日も搬入可)

震災ごみを宇城クリーンセンターに持ち込む場合は、事前に**減免の申請が必要**になります。印鑑をご持参の上、衛生環境課または各支所で手続きをしてください。

搬入時間

午前8時30分～午後4時  
(正午～午後1時を除く)

注意事項

- ・搬入の際は**だまかに分類**してください。
- ・瓦・ブロックなどの建築廃材類および家電4品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)、パソコンはクリーンセンターでは受け入れできません

### 行政区仮置き場

宇城クリーンセンターで受け入れができない瓦・ブロックなどの建築廃材類(がれき)



仮置き場への搬入は、各行政区で異なりますので、ご確認ください。

- ・区の仮置き場が設置されているところは、指定の場所に持ち込んでください。その際は、**瓦・ブロックなどだまかに分類**をして置いてください。
- ・大量に発生する場合は、衛生環境課で2次仮置き場への搬入許可の手続きをしてください。

注意事項

※解体を伴うものは、産業廃棄物になりますので持ち込みできません。解体業者に処分まで依頼してください。

### 宇城クリーンセンターに持ち込みできないもの

- ・壊れた家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)
- ・パソコン



- ・行政区の仮置き場におけるところもありますので、囑託員さんにご確認ください。
- ・個人で業者などに頼んで処分されるか、新しく買い替える際に、家電量販店などに引き取ってもらう方法もあります。

運搬車両をお持ちでない人は、軽トラックの貸し出しを行います(5月15日(日)まで)。詳しくは、衛生環境課または各支所までお尋ねください。

今回の減免などの措置は、震災ごみのみを対象としています。日常で出た可燃ごみや分別ごみなどは、それぞれ決められた収集日での搬出をよろしくお願いいたします。便乗ごみは仮置き場の早期回収を遅らせ、衛生問題も発生します。災害からの早期復旧に向け、ご協力をお願いします。皆さんのモラルで区をきれいに保ちましょう。